

＊2017 年 10 月改訂（第 2 版、新記載要領に基づく改訂）
2012 年 02 月作成（第 1 版）

医療機器届出番号：23B1X10001C09061

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研磨器材（70907000）

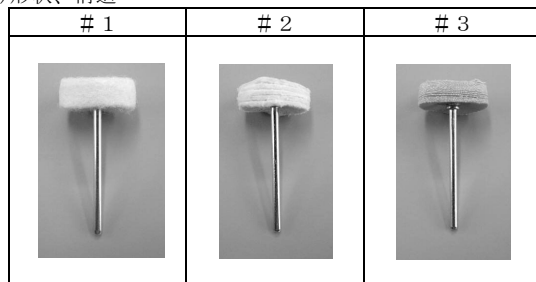
ホイールバフ

＊【形状・構造及び原理等】

1) 材質

種類名	材質
ホイールバフ # 1	フェルト
ホイールバフ # 2	セーム皮
ホイールバフ # 3	コットン

2) 形状、構造



3) 寸法

測定箇所	寸法 (mm)
研磨部直径	22
軸部直径	2.31

＊4) 最大回転数 10,000rpm（# 1）
5,000rpm（# 2, # 3）

【使用目的又は効果】

歯科補綴物等の研磨に用いる。

【使用方法等】

歯科用駆動装置及びハンドピースに装着し、研磨材を塗布し、回転させて、ソフトタッチで断続的に被研磨物に押し付けて研磨する。

【使用上の注意】

1) 使用上の注意

- ① ハンドピース（タービン）メーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- ② 使用前に予備回転を行い、振れがないことを確認すること。
- ③ 指定の回転数を超過して使用しないこと。
- ④ 本材を用いて歯科技工物を研磨する際には、粉塵による人体への影響を避けるために、保護めがね、局所粉塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
- ⑤ 無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。
- ⑥ 損傷、変形（サビ、表面キズ、曲がり、汚染）等のあるものは使用しないこと。
- ⑦ 本材使用前、使用中に不具合が生じた場合は、使用を中止すること。

2) 重要な基本的注意

- ① 本材に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状のある術者は、手袋など用いて直接本材に触れないこと。
- ② 本材に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状があらわれた場合は、使用を中止し、医師の診断を受けること。

【保管方法及び有効期間等】

〔保管方法〕

歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：山八歯材工業株式会社
電話番号：0533-57-7121
FAX番号：0533-57-1764
e-mail：box@yamahachi-dental.co.jp

製造業者：ソンヤンインターナショナル
(SONG YOUNG INTERNATIONAL CO.)

製造先国名：台湾